

令和5年11月16日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証部門

新型転換炉原型炉ふげん

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげんの原子炉設置変更許可申請書（「8.使用済燃料の処分の方法」の記載の変更）の一部補正に伴う核セキュリティ及び保障措置への影響について

「新型転換炉原型炉施設 原子炉設置変更許可申請書の一部補正について（令和5年11月16日付け 令05原機(ふ)257）」に関する核セキュリティ及び保障措置への影響の有無についての確認結果は以下のとおり。

1. 変更許可申請書の一部補正の概要

令和5年7月28日付け令05原機（ふ）113をもって変更許可申請した新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可申請書について、その内容の一部を次のとおり補正する。

（補正前）

「8.使用済燃料の処分の方法」の記載を次のとおり変更する。

使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。
国外において再処理を行う場合、再処理により回収される核燃料物質は、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の許可を有する原子力事業者に平和利用の目的のみに譲り渡す。また、再処理により発生した放射性廃棄物は国内に持ち帰る。

（補正後）

「8.使用済燃料の処分の方法」の記載を次のとおり補正する。

使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。
国外において再処理を行う場合、再処理により回収されるプルトニウムは、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の許可を有する原子力事業者に平和利用の目的のみに譲り渡す。

2. 核セキュリティ及び保障措置への影響

(1) 核セキュリティ：影響なし

評価項目	評価結果	核セキュリティへの影響の有無
①防護対象の追加等の有無	今回の補正は、平和利用の観点から、国外の再処理で回収される核燃料物質の明確化及び国外の再処理により発生した放射性廃棄物を国内に持ち帰ることについて、国外の再処理に包含されることによる記載の適正化であり、防護措置が必要となる設備の追加等はない。	無
②侵入防止対策に係る性能への影響	今回の補正は、平和利用の観点から、国外の再処理で回収される核燃料物質の明確化及び国外の再処理により発生した放射性廃棄物を国内に持ち帰ることについて、国外の再処理に包含されることによる記載の適正化であり、核物質防護に係る設備や運用の変更はなく、侵入防止対策に係る性能について影響を及ぼさない。	無

(2) 保障措置：影響なし

評価項目	評価結果	保障措置への影響の有無
①設計情報質問表（DIQ：Design Information Questionnaire）への影響の有無	今回の補正は、平和利用の観点から、国外の再処理で回収される核燃料物質の明確化及び国外の再処理により発生した放射性廃棄物を国内に持ち帰ることについて、国外の再処理に包含されることによる記載の適正化であり、建物・構築物及び設備を変更するものではなく、設計情報質問表の変更は必要ないことから、設計情報質問表への影響はない（変更不要）。	無
②査察機器の移設又は新規設置の有無	今回の補正は、平和利用の観点から、国外の再処理で回収される核燃料物質の明確化及び国外の再処理により発生した放射性廃棄物を国内に持ち帰ることについて、国外の再処理に包含されることによる記載の適正化であり、監視装置の視野障害等や封印への接触等による損傷防止への配慮に鑑み、既設の査察機器の移設又は査察機器の新設を必要としない。	無

評価項目	評価結果	保障措置への影響の有無
	※ 監視カメラの視覚障害は生じない（移設不要）。 ※ 環境サンプリングにも支障は生じない。	
③サイト内建物報告の観点から、恒久的な建物・構築物の新設の有無	今回の補正は、平和利用の観点から、国外の再処理で回収される核燃料物質の明確化及び国外の再処理により発生した放射性廃棄物を国内に持ち帰ることについて、国外の再処理に包含されることによる記載の適正化であり、恒久的な建物・構築物の新設はない。	無
④既存の査察実施方針への影響の有無	今回の補正は、平和利用の観点から、国外の再処理で回収される核燃料物質の明確化及び国外の再処理により発生した放射性廃棄物を国内に持ち帰ることについて、国外の再処理に包含されることによる記載の適正化であり、既存の査察実施方針への影響はない。 ※ 既定の査察実施に支障はない。 ※ 入域制限措置は不要である。 ※ 保障措置実施手順書の履行に支障はない。	無
⑤原子炉等規制法に基づく計量管理規定の変更認可の有無	今回の補正は、平和利用の観点から、国外の再処理で回収される核燃料物質の明確化及び国外の再処理により発生した放射性廃棄物を国内に持ち帰ることについて、国外の再処理に包含されることによる記載の適正化であり、計量管理規定の記載に変更はない。 ※ 計量管理規定の履行に支障はない。	無

3. 評価結果

上記2. より、今回の原子炉設置変更許可申請書の一部補正が核セキュリティ及び保障措置に影響しないことを確認した。